

平成30年2月27日  
海事局総務課

## 平成29年度2月定期海技士国家試験筆記試験問題の誤りについて

平成30年2月5日に実施した平成29年度2月定期海技士国家試験五級海技士(航海)の筆記試験問題に誤りがありました。内容は、以下のとおりです。

### 1. 誤りのあった箇所

科目：法規

設問

3(一) 次の信号を行っているのは、それぞれどのような船舶か。ただし、(1)及び(2)は視界制限状態にある水域において行われている信号である。

(海上衝突予防法)

(1) 1分を超えない間隔で急速に号鐘を約5秒間鳴らすとともにその直前及び直後に号鐘をそれぞれ3回明確に点打する信号

(2) 短音3回の汽笛を鳴らすと同時に、せん光を3回発する信号

### 2. 誤りの内容

問題文中「ただし、(1)及び(2)は視界制限状態にある水域において行われている信号である。」の記載がありましたが、(2)の信号は、視界制限状態にある水域において行われる信号ではないため、不適切な問題となりました。正しくは「ただし、(1)は視界制限状態にある水域において行われている信号である。」とすべきでした。

### 3. 対応

当該試験終了後に試験を実施した海技試験官からの指摘により誤りが判明しました。よって、当該設問(問3(一)(2))については、受験者全員を正答として扱い、合否判定の上、既に合格者を発表済みです。

このような誤りがあったことについて、深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないように、試験問題作成手順の見直し及びその内容確認作業においてその回数を増す等、より一層厳重なチェックを行い、再発防止に努めて参ります。

#### 【問い合わせ先】

海事局総務課海技試験官 津島、吉田  
(代表) 03-5253-8110 (内線) 45-416、45-415  
(直通) 03-5253-8657 (FAX) 03-5253-1646